

北海道胆振総合振興局告示第 11 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業「なまこけた網漁業」)(胆振総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年(2023年)2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業「なまこけた網漁業」)	胆海共第1号共同漁業権漁場区域	8月21日から翌年6月20日まで。ただし、上記期間のうち行使承認証に記載された操業期間とする。	25隻以内	総トン数10トン未満。ただし、操業区域とする共同漁業権行使規則において定められた船舶総トン数とする。	1. 胆振総合振興局管内に住所を有する者 2. 操業区域を対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	令和5年2月1日から令和6年1月31日まで。ただし、令和5年3月1日以降の申請にあっては、毎月末時点において提出のあった申請をとりまとめの上、審査を行う。	1. この公告に係る許可の有効期間は、1年以内とする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、胆振総合振興局水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、胆振総合振興局長に報告しなければならない。 (2)なまこ以外が採捕された時は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (3)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (4)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	胆海共第3号共同漁業権漁場区域	同上	20隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第5号共同漁業権漁場区域	同上	40隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第7号共同漁業権漁場区域	同上	20隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第9号共同漁業権漁場区域	同上	40隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第11号共同漁業権漁場区域	同上	80隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第13号共同漁業権漁場区域	同上	30隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第15号共同漁業権漁場区域	同上	70隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第17号共同漁業権漁場区域	同上	35隻以内	同上	同上	同上	
同上	胆海共第19号共同漁業権漁場区域	同上	50隻以内	同上	同上	同上	